

国民年金だより No.163

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象

◆**老齢基礎年金を受給している方**(以下の要件をすべて満たしている必要があります)

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

◆**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**(以下の要件を満たしている必要があります)

- 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

①**新たに年金生活者支援給付金を受け取れる方**

対象となる方には、日本年金機構から8月下旬頃から、請求手続きのお知らせが順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。請求手続きはお早めに!

②**年金を受給しはじめる方**

年金の請求手続きと併せて年金事務所または茅野市役所で請求手続きをしてください。

❗ **日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。**

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

☎ **給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ!**

給付金専用ダイヤル: ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、東京(03)-5539-2216

〈受付時間〉

- 月曜日 8時30分~19時
- 火~金曜日 8時30分~17時15分
- 第2土曜日 9時30分~16時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に19時まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

↓詳しくは検索またはQRコードから!

年金給付金

